

# 国税庁説明資料

(審査メモで示された論点に対する回答)

平成 31 年 2 月 13 日

## 説 明 資 料

### 1 民間給与実態統計調査の変更

#### (1) 給与所得者の選定の見直し

- a 本調査の標本設計（目標精度、目標回収率等）はどのように設計されているか。また、本調査を実施した結果の達成精度や標準誤差率はどのようになっているか。

##### <a 回答>

標本設計については、国税庁のK S Kシステム<sup>(注)</sup>を利用し、調査対象年の年末における民間の源泉徴収義務者を母集団としており、当該システムから、調査対象年の年末における「事業所の従業員数」を基に8層に層別化し調査対象事業所を標本抽出している。

本調査の目標精度については、これまでの調査結果や利活用状況を踏まえ、事業所規模別に給与所得者数、給料・手当の額、税額等の標準誤差率をおおむね5%以内となるように設定しており、調査結果に併せて精度計算結果を毎年公表しているところ。

(参考) 本調査の精度計算結果 (平成 29 年度調査) (%)

階層	区 分		給 与 所得者数	給 料 ・ 手 当	賞 与	給 与	税 額
	階層	従業員数等					
第1層		1～9人	1.03	1.60	3.24	1.63	5.47
第2層		10～29人	0.76	1.41	3.29	1.48	4.83
第3層		30～99人	0.76	1.21	2.22	1.29	2.94
第4層		100～499人	0.99	1.18	1.91	1.25	2.47
第5層		500～999人	0.40	0.99	1.76	1.09	2.75
第6層		1,000～4,999人	0.66	0.63	0.92	0.67	1.23
第7層		5,000人以上	2.48	3.05	3.33	3.03	3.35
第8層		本 社	0.77	0.83	1.04	0.85	1.53
全 体			0.46	0.62	0.95	0.64	1.33

また、目標回収率については、調査計画上ではこれを設定していないが、民間委託事業者との入札・契約においては、調査結果の精度を確保するため、層別有効回答率の過去3年間の平均値を上回ることを入札の際の仕様として公開し、これを達成するまで回答の督促や疑義照会を行うことを契約の要件としており、一定の有効回答率を確保してきたところである。

(参考) 過去3年分の層別有効回答率 (%)

区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
層	従業員数等			
第1層	1～9人	62.3	62.4	62.3
第2層	10～29人	76.4	76.5	76.5
第3層	30～99人	80.3	80.0	79.9
第4層	100～499人	82.6	81.3	81.6
第5層	500～999人	85.7	85.2	85.1
第6層	1,000～4,999人	85.1	83.9	83.9
第7層	5,000人以上	84.5	83.8	84.6
第8層	本 社	83.9	83.9	84.0
全 体		76.7	76.4	76.4

(注) 国税総合管理 (K S K) システムは、全国の国税局と税務署をネットワークで結び、申告・納税の事績や各種の情報を入力することにより、国税債権などを一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査や滞納整理に活用するなど、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、税務行政の根幹となる各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入したコンピュータシステムである。

b 今回、調査対象給与所得者の抽出率を見直すことにより、結果精度はどの程度、変動すると見込まれるか。

<b 回答>

以下参考のとおり、第5層から第8層において、結果精度が0.01%から0.12%程度(全体では0.01%)変動すると見込まれる。

(参考) 抽出率の見直しによる結果精度の変動

(%)

階層	区分 従事員数等	①施策前					②施策後					③増減率(②-①)				
		給与 所得者数	給料 ・手当	賞与	給与	税額	給与 所得者数	給料 ・手当	賞与	給与	税額	給与 所得者数	給料 ・手当	賞与	給与	税額
第1層	1～9人	0.97	1.42	3.47	1.45	4.54	0.97	1.42	3.47	1.45	4.54	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
第2層	10～29人	0.75	1.37	3.42	1.44	4.13	0.75	1.37	3.42	1.44	4.13	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
第3層	30～99人	0.78	1.27	2.68	1.36	4.66	0.78	1.27	2.68	1.36	4.66	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
第4層	100～499人	0.85	1.12	1.93	1.19	2.35	0.85	1.12	1.93	1.19	2.35	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
第5層	500～999人	0.46	1.05	1.88	1.14	3.16	0.46	1.06	1.90	1.15	3.20	0.00	0.01	0.02	0.01	0.04
第6層	1,000～4,999人	0.40	0.59	0.92	0.63	1.19	0.40	0.62	0.96	0.66	1.31	0.00	0.03	0.04	0.03	0.12
第7層	5,000人以上	2.69	3.21	3.68	3.21	3.55	2.69	3.22	3.71	3.23	3.59	0.00	0.01	0.03	0.02	0.04
第8層	本社	0.75	0.79	1.06	0.82	1.40	0.75	0.81	1.09	0.84	1.46	0.00	0.02	0.03	0.02	0.06
	全体	0.47	0.63	1.05	0.66	1.30	0.47	0.63	1.06	0.67	1.30	0.00	0.00	0.01	0.01	0.00

(注) 平成28年度調査結果を基に試算。

c 本調査の標本設計のように抽出率を固定した上で、調査対象者数を算出するという方法は、毎年の母集団数の増減により、調査対象者数も増減することになるのか。毎年、増減する場合、標本設計への影響はあるか。

<c 回答>

抽出率が固定されていることから、毎年の母集団数(母集団事業所数、母集団給与所得者数)の増減により、調査対象者数(標本数)も増減することになる。

他方で、大幅な母集団数の増減が無い限り、標本数の増減による結果精度や標本設計への影響はほとんどないと考えられる。

今後も、母集団事業所数となる源泉徴収義務者数や母集団給与所得者数の増減などの動向を踏まえつつ、抽出率などの標本設計の見直しの必要がないかどうかを検討してまいりたい。

d 本調査の母集団情報は、国税庁の国税総合管理(K S K)システムに蓄積されている納税者情報から取得しているものであるが、K S Kシステムには、業種や資本金など、どのような情報が整備されているか。仮に、源泉徴収義務者の業種が母集団情報に含まれている場合、業種別に階層を設定して標本設計を行う等、更なる標本設計の

改善や、精度向上を図る余地はないか。一方で、母集団情報を用いた標本設計の改善を行う上で、支障となる点はあるか。

<d 回答>

K S Kシステムには、源泉徴収義務者の管理に必要となる、業種、資本金、株式会社・有限会社等の別、住所等といった事業所の情報が整備されている。これらの情報はこれまで調査対象者の抽出には利用していない情報であり、統計の標本設計のための試行であったとしても、これらの情報を基に新たな方法で抽出を行い抽出事業所の名簿を作成するためにK S Kシステム等の改修が必要となり、そのための予算措置や事務的な負担が必要となる。

また、例示のとおり業種別に階層を設定して標本設計を行うことを考えた場合、K S Kシステム内での産業分類は、統計で利用されている日本標準産業分類に必ずしも沿っていないため、標本設計に業種を利用するのは困難であると思われる。

例えば、個人事業主についても、給与支払がある場合、本統計の調査対象事業所として抽出されることとなるが、K S Kシステム上では、法人とは異なり「業種」という観点ではなく、税務上の管理を目的として「職業」といった観点で管理されているため、日本標準産業分類と一致しない分類が多い。よって、統計目的にK S Kシステム上の業種を利用するためには、K S Kシステム内の産業分類を日本標準産業分類に沿わせるような改修が必要となるが、税務上の管理の便宜から分類されているものを変更することは出来ない。このことから、K S Kシステム上に、新たに日本標準産業分類に沿った業種分類を設定する必要が生じるが、追加的に事業者の実態の確認を行うなどして事業者の業種を管理し直す必要が生じ、予算措置や相当程度の事務負担が生じる。

(2) 今回の変更事項以外の検討すべき事項

① 労働者区分の妥当性

- a 給与所得者用調査票における「職務」に関する選択肢（「法人の代表者、役員等…1、個人の青色事業専従者…2、パートタイマー、アルバイト等、非正規の給与所得者…3、1～3以外の給与所得者…4」）は、どのような経緯、理由で設定されたのか。

<a 回答>

「職務」については、本調査の結果に与える影響が大きいと思われる職務区分を基本として、職務や雇用形態等の違いによる傾向等について把握可能となるようこれまで設定してきたものである。「パートタイマー、アルバイト等非正規の給与所得者…3」については、雇用形態等の変化による非正規の給与所得者の増加に伴い、同給与所得者の給与が本調査の結果に与える影響が大きくなっていることを踏まえ、平成24年度の調査から、正規・非正規別の集計を実施するため、従来の「パートタイマー…3」に代え、「パートタイマー、アルバイト等非正規の給与所得者…3」の区分を設けるとともに、統計表として正規・非正規の別に表章したところ。

b ガイドラインと整合した事項で、選択肢について見直しを行う余地はないか。一方で、見直すことにより、利活用の面から支障は起こらないか。

<b 回答>

ガイドラインを踏まえた選択肢の見直しについては、ガイドラインとの整合性だけでなく、報告者負担、他統計との比較可能性や、調査結果の時系列接続を考慮した上で、ガイドラインの適用可能性を慎重に検討する必要がある。

本統計に、ガイドラインを適用した場合、現行の「非正規」として区分されている給与所得者のうち「事業所において正社員・正職員として処遇されている人」が、現行の「正規」として区分される。これにより、回答事業所は回答の作成にあたっては、例えば「嘱託社員」や「契約社員」の実態としての処遇の確認を行うこととなる。他方で、現在の本統計の回答にあたっては、各事業所で給与台帳や各給与所得者の源泉徴収票等を参照することにより作業が完結することになっており、個別の給与所得者の事業所での処遇の実態の確認までは求められていない。ガイドラインを適用し、現行の区分を見直した場合には、回答作成者から社員の処遇を管理する部署への問い合わせといった、新たな報告者負担が生じることも想定される。したがって、ガイドラインの適用可能性については、事業所での回答作成作業の実態や、民間事業所における社員の処遇管理の実態を踏まえ、報告者負担に配慮しつつ検討する必要がある。

また、集計の区分を変更することにより、それぞれの区分における給与所得者数、給与総額及び平均給与等が変動することになり、時系列比較に影響が生じることが想定される。したがって、このような区分の異動が調査結果の時系列接続に与える影響も考慮する必要がある。

② 給与所得者の氏名の記入の妥当性

○ 本調査においては、調査対象となった給与所得者を特定するため、「(1)氏名又は記号等」と「(2)一連番号」の両方の記入を求めているが、その必要性は何か。

<回答>

「(1)氏名又は記号等」については、電話での疑義照会の際に、調査対象者が自事業所の給与台帳等を参照して、調査票へ記入された給与所得者がどの従事員であるかを給与台帳上で特定するために、何らかの情報が必要となることから、記入を求めている。したがって、疑義照会時の事務の効率化、調査対象者側の利便を踏まえると、氏名を求めないまでも、何らかの情報が必要となる。この点、調査票の記入についてのパンフレットにおいても、明示的に「氏名のほか、社員番号、イニシャルやアルファベット等の記号による記載でも構いません。ただし、記入内容についてお尋ねすることがありますので、記入対象者が特定できるようにしてください。」と記載している。

なお、「(2)一連番号」を併せて記入することにより、調査票記入時に記入対象者を何名分記入したのか等を整理・把握することが可能となるとともに、疑義照会の際には、照会対象となる記入対象者の特定が容易になるため、上記の「(1)氏名又は記号等」と併せて記入を求めているものである。

## 2 未諮問基幹統計の確認における検討課題

### (1) 表章形式の見直し

a 現在の給与階級区分や事業所規模区分はどのような経緯、理由で設定されたのか。

#### <a 回答>

##### <給与階級区分>

給与階級区分については、1,000万円以下の階級では、100万円単位を区分として表章しているが、1,000万円超の階級においては、500万円単位を区分として表章しているところ。これは、1,000万円超の階級において100万円単位を区分に表章した場合、標本数の不足等から十分な件数が集計されない階級が多数発生し、これらが集計されていない階級を集計するためには、精度の精査等が必要となることから、現状においては、十分な件数の集計が可能となる500万円単位を区分として設定している。

##### <事業所規模区分>

事業所規模区分は、従事員数等による層別（第1層（10人未満）～7層（5,000人以上））に基づき設定している。

b 平成27年度調査公表時から、事業所規模区分を細分化したが、利活用の面からみて妥当なものか。また、現状の給与階級区分の細分化の余地がないとした場合、現状の区分は、利活用の面からみて妥当なものか。

#### <b 回答>

結果表章区分の細分化については、細分化された区分内の精度や、細分化に係る事務負担やシステム改修のコストを踏まえつつ、統計の利便性の向上に努める必要がある。

今後、結果表章区分の細分化について具体的な要望が寄せられた場合には、これらの観点を踏まえて検討したい。

##### <事業所規模区分の細分化>

平成26年度の未諮問機関統計の確認結果における今後の取組の方向性において、「表章形式の見直し（給与階級区分、事業所規模区分の細分化等）による提供情報の充実」が示され、「他統計（賃金構造基本統計と毎月勤労統計）は5人以上の事業所を調査対象としていることと平仄を合わせるほか、より小規模な企業の賃金実態を把握しやすくするため」との具体的な要望とその理由を受けて、平成27年分の調査結果公表時より、事業所規模区分の表章の見直しを実施し、事業所規模「10人未満」について、その内訳として「1～4人」及び「5～9人」に細分化し表章したところ。

##### <給与階級区分の細分化>

給与階級区分の細分化については、利用者等から見直しの具体的な要望が寄せられた場合には、上記の観点を踏まえて検討したい。

## (2) オンライン報告の拡大

a オンライン利用に誘導するため、あらかじめ調査票の配布を取りやめた報告者について、回収率等に影響はないか。

### <a 回答>

平成 29 年分調査結果では、全体の回収率が約 75%であるのに対し、あらかじめ調査票の配布を取りやめた報告者の回収率が約 90%強であり、全体の回収率を大幅に上回る結果であった。

したがって、あらかじめ調査票の配布を取りやめたことによる回収率等への影響はないものと承知している。

b 今後、オンライン回答を増やすための取組をどのように行っていく予定か。

### <b 回答>

政府統計オンライン調査総合窓口（以下「オンライン調査システム」という。）の利用を勧奨するリーフレットの更なる充実を図り、オンライン調査システムの利便性の高さを訴求していくとともに、疑義照会等の接触時においても、調査票の回答に当たってオンライン調査システムを利用するように勧奨することとしている。

また、平成 31 年分調査（2020 年 1 月）において、民間の事業所が保有している源泉徴収票等のデータをオンライン回答の調査票に転記するツールを提供し、オンライン調査システムとの連携を可能とすることにより、利用促進を図りたいと考えている。

なお、オンライン調査システムの運用管理機関である独立行政法人統計センターに対しては、オンライン調査システムの更なる利便性向上（機能改善等）を引き続き求めていくこととしたい。

## (3) 統計作成の効率性の向上

a 源泉徴収義務者が保有している電子情報を活用するためのツールとはどのようなものか。いつ頃から、利用可能となるのか。

### <a 回答>

給与所得の源泉徴収票や給与支払報告書を e-Tax（eLTAX）や光ディスク等（CD や DVD など）により提出する際に作成されるデータ（CSV 形式）を取込み、源泉徴収票等と共通する調査項目について、オンライン回答の調査票へ自動的に転記させるためのツールである。当ツールを使用することにより、調査票の記入（入力）時間の削減が図られることとなる。なお、当ツールは平成 31 年分調査（2020 年 1 月）から利用可能となる予定である。

b K S K システムにおいて管理されている源泉徴収票などの源泉徴収関係調書等の情報を、本調査に活用し、報告者の更なる記入負担の軽減を図る余地はないか。

## <b 回答>

本調査の結果は、年末の税制改正作業において利用されることが前提となることから、調査規則において9月末までに結果を公表することとなっており、これに間に合うように、2月末を提出期限として1月に調査票を配布し、必要な標本数が確保できたところで集計を開始している。

他方で、源泉徴収票については、事業者において調査実施年前年の12月に年末調整を行い、1月末日を提出期限として提出されている。源泉徴収票は、同一事業所から提出枚数が1,000枚以上（平成33年（2021年）以降は100枚）を超える場合についてのみ、電子媒体での提出が義務付けられているに過ぎず、紙媒体で提出されるものも多く、電子データへの取り込みには時間を要する。したがって、上記のスケジュールに間に合わせて、必要な情報を統計作成のために電子データに取り込むのは困難である。

加えて、全ての源泉徴収票を提出から期間をおかずに電子データに取り込めたとしても、源泉徴収票では本調査の調査項目である勤続年数、性別、職務等を把握することができない上に、所得税法施行規則第93条の規定により給与等の金額が500万円以下の者に係る源泉徴収票は税務署への提出を要しないこととされており、全ての源泉徴収票が提出されるわけではない。

以上から、源泉徴収票関係の情報を本調査の実施において活用することは困難であるが、平成30年分調査（平成31年1月）から、業種、組織及び資本金といった情報をあらかじめ調査票へ事前印字することにより、報告者の更なる記入負担の軽減を図っているところである。

### 3 回収率の向上方策

○ 本調査については、上記2（3）の「統計作成の効率性の向上」のとおり、報告者負担の軽減方策を通じた回収率向上方策を講じており、加えて、民間事業者に対しては、本調査の回収率を向上させるための方策として、どのような契約を結んでいるか。その契約内容は、回収率向上につながる内容か。

また、今後、更なる回収率向上を目指し、民間事業者にどのような方策を取組ませるべきか。

#### <回答>

民間委託事業者との契約においては、調査結果の質を確保するため、過去3年分の層別有効回答率の平均値を上回ることを要件として求めている。

また、応札審査時においては、コールセンターの円滑な運営等によって効率的に督促や疑義照会を行える体制が整っているか等を委託事業者選定の評価軸の一つとしている。

加えて、調査票の早期提出を促す観点から、民間委託事業者に対しては、督促業務の一環として、調査票の提出期限前に調査対象事業所に対し提出期限を周知するとともに、提出期限後においては、未提出事業所に対し督促はがきの送付や電話督促などを実施することにより、回収率を上げるように求めており、今後も引き続き対応して参りたい。